

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様、謹んで新年のお慶び申し上げます。より一層皆様のお役に立てるよう、社員一同精進いたしますので、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

さて、早くも確定申告期間が近づいて参ります。今回は、「令和3年分確定申告の留意点」についてご紹介いたします。

令和3年分確定申告の留意点

ふるさと納税の確定申告手続きの簡素化

ふるさと納税は寄附金控除に該当するため、寄付した自治体ごとの寄附金の受領書を確定申告書に添付する必要がありました。しかし、令和3年分確定申告から、寄附ごとの「寄附金の受領書」だけでなく、「ふるなび」や「さとふる」などの指定業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」（年間の寄附額が記載されているもの）の添付も認められるようになりました。

これにより各自治体から寄附金の受領書を取り寄せるなどの手間を省くことができます。

住宅借入金等特別控除の一部改正

住宅ローン控除の控除期間は原則として10年間でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、時限的に13年間に延長されています。

令和3年度税制改正において、従来は床面積が50㎡以上の住宅が適用対象となっていたところを、床面積が40㎡以上でも適用可能となりました。

ただし、この特例を受けるには、契約期限（注文住宅は2020年10月から2021年9月末、分譲住宅などは2020年12月から2021年11月末）と入居期限（2021年1月から2022年12月末）を満たす必要があります。

また、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅については、居住者の合計所得金額が1,000万円以下でなければならないという条件もありますので、ご注意ください。

その他の変更点

○ ベビーシッター利用料に係る自治体からの助成金が非課税になります

これまで所得税の課税対象であったベビーシッターの利用に係る国や自治体からの助成金については、令和3年分の所得税から非課税となります。

○ 雑所得欄に新区分創設

これまで雑所得は「公的年金等」と「その他」に区分されていましたが、令和3年分の確定申告からは、新たに「業務」という区分が追加されました。

これは原稿料や講演料等の人的役務の提供や、自動車等の動産の貸付けが「業務」区分に該当する所得となります。ちなみに暗号資産の譲渡や差損益については「その他」に該当します。

○ 確定申告書の提出期限について

本来であれば令和4年3月15日が提出期限ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限が延長される可能性がございます。今後の情報にご留意ください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350